

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和元年 9月 3日 (火)

2 確認箇所

- ・ N o . 1 (A) 、 N o . 2 危険物屋外貯蔵所
- ・ N o . 3 ～ 5 屋内危険物倉庫

3 確認項目

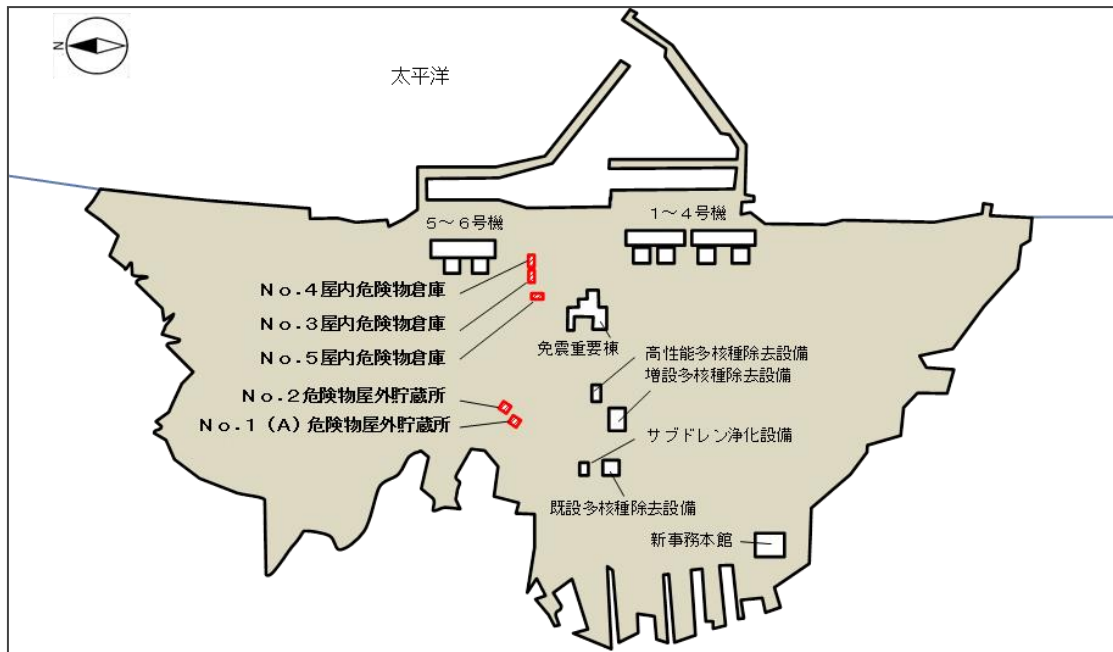
N o . 3 ～ 5 屋内危険物倉庫において管理不備とされた危険物の対応状況

4 確認結果の概要

福島第二原子力発電所で確認された危険物の最大貯蔵容量変更の管理不備を踏まえ、東京電力が福島第一原子力発電所においても危険物の貯蔵状況の確認を進めたところ、消防法に基づき第4石油類を貯蔵する届出をしていたN o . 3 ～ 5 屋内危険物倉庫（写真1）において、第4石油類以外の危険物を保管していることが確認された。

管理不備であった危険物については、対策として速やかに適切な構内貯蔵場所へ移動することになっていたため、現状を確認した。なお、管理不備であった危険物は以下のとおりである。

- ① 内容物が第3石油類であったもの：5,200 L（ドラム缶26本）
 - ② 第3石油類と第4石油類が混合した可能性があり、第3石油類として管理すべきであったもの：78,400 L（ドラム缶392本）
 - ③ 内容物が特定できず第4石油類と確認することが困難であり、第3石油類である可能性があるもの：49,000 L（ドラム缶245本）
 - ④ 内容物が特定できず第4石油類と確認することが困難であり、第2石油類である可能性があるもの：3,400 L（ドラム缶17本）
- ・ 管理不備が確認された危険物の移動先であるN o . 1 (A) 、 N o . 2 危険物屋外貯蔵所では、確認した範囲で漏えい等の異常は確認されなかった。（写真2）
 - ・ 東京電力によると、再発防止策として危険物の受入時に保管依頼箇所に製品安全データシート等の危険物の分類が分かる資料を添付することを義務付け、適切に保管できる運用にするとのことであった。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1-1)
No. 3 屋内危険物倉庫



(写真1-2)
No. 4 屋内危険物倉庫



(写真1-3)
No. 5 屋内危険物倉庫



(写真2-1)
No. 1 (A) 危険物屋外貯蔵所



(写真2-2)
No. 2 危険物屋外貯蔵所

- 5 プラント関連パラメータ確認
各パラメータについて、異常な値は確認されなかった。